

別 紙

1 受動喫煙防止対策に関する労働安全衛生法の規定

(受動喫煙の防止)

労働安全衛生法第68条の2

事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第71条第1項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国の援助)

労働安全衛生法第71条

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

※傍線部分が改正部分

2 平成27年度の受動喫煙防止対策助成金活用例

	業種	喫煙室等の形式	主な工事等の内容	喫煙室の面積	工事等経費の金額	助成金交付額
1	製造業	既存の休憩室に喫煙室を設置	・既存の休憩室の一室を喫煙室に改造 ・有圧換気扇を設置	10.0 m ²	491,400 円	245,000 円
2	製造業	屋外のスペースに喫煙所を設置	・ユニットハウスを導入 ・有圧換気扇を設置	5.89 m ²	1,220,400 円	610,000 円
3	建設業	新社屋内のスペースに喫煙室を設置	・パーティションで小部屋を作成 ・シロッコファンと分煙機を設置	6.12 m ²	1,155,600 円	577,000 円
4	旅館業	館内のスペースに喫煙室を2箇所設置	・パーティションで小部屋を作成 ・シロッコファンを設置 ・天井の照明機器の設置	①8.9 m ² 、 ②5.5 m ²	5,022,000 円	2,000,000 円